

鹿屋市若年がん在宅ターミナルケア支援助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、40歳未満の末期がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものをいう。以下同じ。）の患者（以下「若年がん患者」という。）に対し、住み慣れた自宅で最期まで過ごすことができるよう、予算の範囲内において、鹿屋市若年がん在宅ターミナルケア支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、若年がん患者及びその家族の負担の軽減を図り、もって若年がん患者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成金の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 鹿屋市に住所を有している者
- (2) 治癒を目的とした治療を行わず、在宅療養を行う若年末期がん患者
(対象となるサービス等)

第3条 助成金の対象は、前条に規定する対象者に対する在宅療養のサービス及び次条に規定する申請に係る経費とし、次に掲げるものとする。

- (1) 訪問介護（身体介護、生活援助及び通院等乗降介助を行うことをいう。）
- (2) 訪問入浴介護（専用の入浴車で入浴の援助を行うことをいう。）
- (3) 福祉用具貸与（在宅療養に便宜を図るための用具の貸与を行うことをいう。）
- (4) 福祉用具購入（前号に規定する貸与になじまない福祉用具の購入を行うことをいう。）
- (5) 医師の意見書又は診断書（以下「意見書等」という。）の作成料

(申請)

第4条 この事業を利用しようとする対象者又はその家族（以下「申請者」という。）は、鹿屋市若年がん在宅ターミナルケア支援助成事業利用申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に、末期がんであることが確認できる医師の意見書（別記第2号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

(利用の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速や

かに利用の可否を決定し、鹿屋市若年がん在宅ターミナルケア支援助成事業利用決定（却下）通知書（別記第3号様式。以下「決定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の利用を決定したときは、申請書及び決定通知書の写しを県に提出するものとする。

（県の意見聴取）

第6条 市長は、この事業の利用の可否の決定に当たり、必要と認めるときは、県に意見を求めることができる。

（変更等の届出）

第7条 第5条の規定により利用の決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、この事業の利用期間中において次の各号のいずれかに該当したときは、鹿屋市若年がん在宅ターミナルケア支援助成事業利用変更（廃止）申請書（別記第4号様式。以下「変更申請書」という。）により、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 利用決定に係る申請の内容に変更が生じたとき。

(2) この事業を利用する必要がなくなったとき。

（変更等の決定及び通知）

第8条 市長は、前条の規定による変更の申請があったときは、速やかに変更の可否を決定し、鹿屋市若年がん在宅ターミナルケア支援助成事業利用変更決定（却下）通知書（別記第5号様式）により当該申請をした利用者には通知するものとする。

（利用の中止又は取消し）

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、この事業の利用を中止し、又は取り消すことができる。

(1) 疾病等によりこの事業を行うことが困難であると認められるとき。

(2) その他市長がこの事業を利用することが適当でないとき。

2 市長は、前項の中止又は取消しをしたときは、鹿屋市若年がん在宅ターミナルケア支援助成事業利用取消（中止）通知書（別記第6号様式）により、利用者には通知するものとする。

（サービス利用料の上限等）

第10条 第3条第1号から第4号までの規定により提供されるサービス（以下「サービス」という。）に係る1人当たりの利用料（以下「サービス利用料」という。）の上限は、次の表の左欄に掲げる利用者の年齢に応じ、同表の中欄に掲げるサービス内容ごとにそれぞれ右欄に掲げる金額とする。

利用者の年齢	サービス内容	金額
0歳以上19歳以下（小児慢性特定疾病医療費助成を受給している場合）	訪問介護、訪問入浴介護	5万円（月額）
0歳以上19歳以下（小児慢性特定疾病医療費助成を受給していない場合）	訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与	8万円（月額）
20歳以上39歳以下	福祉用具購入	5万円（年額）

2 意見書等作成料は5千円を上限とし、助成金の交付は1人当たり1回限りとする。

（助成金の額）

第11条 サービス及び意見書等の作成に係る助成金の額は、サービス利用料又は意見書等の作成料に100分の90を乗じて得た額（生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護世帯にあっては、100分の100）とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（事業者への依頼）

第12条 利用者は、サービスの提供を受けようとするときは、自ら当該サービスを提供する事業者（以下「事業者」という。）に依頼するものとする。この場合において、市は必要に応じて利用者に事業者の情報を提供するものとする。

（助成金の請求及び支払）

第13条 利用者は、サービスの利用を終了したときは、サービスを受けていた期間中の助成金の額を合計し、鹿屋市若年がん在宅ターミナルケア支援助成事業助成金交付請求書（別記第7号様式。以下「交付請求書」という。）、鹿屋市若年がん在宅ターミナルケア支援助成事業実施報告書（別記第8号様式。以下「実施報告書」という。）及び領収書を添えて市長に請求するものとする。ただし、サービスの利用を終了する前であっても、月単位で請求することができる。

- 2 事業者が、利用者の委任に基づき、利用者に代わり助成金を受領しようとするときは、交付請求書に実施報告書及び委任状（別記第9号様式）を添えて市長に請求するものとする。ただし、サービスを利用している期間中であっても、月単位で請求することができる。
- 3 サービスを受ける期間が年度をまたがることになった場合は、当該年度のサービス利用に係る助成金について翌年度の4月10日までに請求しなければならない。
- 4 市長は、前2項に規定する請求があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、助成金を交付するものとする。
(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。